

（午後4時10分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第40 議案第17号 平成22年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、日程第52 議案第29号 訴訟の提起について までの13件

○議長（中西峰雄君）日程第40 議案第17号 平成22年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、日程第52 議案第29号 訴訟の提起について までの13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

今回、追加提案をさせていただきました議案は、平成22年度橋本市一般会計及び特別会計・企業会計の各補正予算案件が11件、指定管理者の指定についての案件1件、訴訟の提起についての案件1件、合計13件でございます。

議案第17号から議案第27号までは、一般会計及び特別会計・企業会計の各補正予算案件であり、11月29日の議会開会日に可決をいただきました議案第16号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例及び委員会提出議案第1号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に基づき、特別職や一般職の給与、議員報酬などを補正したほか、

人事異動に伴う給与費の調整や職員の退職に伴う退職手当も同時に補正したものでございます。

続きまして、議案第28号でございますが、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、橋本市高野ロデイサービスセンターの指定管理者として、医療法人敬英会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

議案第29号は、訴訟の提起についてであります。これは、平成22年9月議会において議決を得、現在、係争中である兵庫住宅2-2号の明け渡し訴訟に関するものであります。訴訟開始後に議決を得た者以外の郵送物が送達されていることが判明し、新たに4名の者が不法占拠していた可能性が明らかになりましたので、これらの者に対しても市営住宅の不法占拠に伴う明け渡し及び損害金の請求訴訟を提起いたしたく議会の議決を求めらるものであります。

以上、議案13件についてご説明を申し上げます。本議案は、12月議会に当初議案提案後、確定した事案でございますので、今回、追加提案をさせていただきました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（中西峰雄君）市長の説明が終わりました。

これより議案第17号から議案第27号までの11件について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）一般会計の7ページ、

退職手当です。ここで約3億円という、勸奨による退職手当の追加だと思うんですが、何人分なのか、お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）7ページの、これは総務管理費ですか、その中に計上しますが、11人分でございます。ほかに教育委員の中にも1名がありますので、今回12名ということで計上しております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第17号から議案第27号までの11件については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第17号から議案第27号までの11件について一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成22年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について から、議案第27号 平成22年度橋本市病院事業会計補正予算（第3号）について までの11件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第27号までの11件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）ちょっとお尋ねしたいんですが、引き続き指定管理の指定を行うわけなんですけれども、橋本市の高野口デイサービスセンター、これにつきまして、今までの経緯というか、経過というんですか、そういうものはもちろん文教でやっていただけだと思うわけなんですけれども、要するにいろいろ意見聞いているわけなんですけれども、高野口のもともとデイサービスやっている時分と経営状態が非常に違っておりまして、聞くところによりますと、この方はほかにも経営をされておるということで、地元とのつながりが非常に少ないと。向こうの施設がいっぱいになったら、いっぱいになるので、それをそちらから連れてきて高野口のデイで使うと。そんな形で実際に、地元の方のそういった本当のお年寄りとか障がい者の方のデイになっているということにはいささか疑問があるというような声もあるわけなんですけれども、そういうことについては十分精査されておるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）高野口デイサービスセンターにつきましては、もう今さら申すまでもございませんけれども、旧高野口町の時代におきましては、社会福祉協議会が運営しておりました。社協の時代につきましては、平成19年6月1日付で経営難や利用者数の減少を主たる理由に指定管理者解除の申し出がありました。その後、ちょっとの期間

あきましたけれども、翌平成20年1月から新たな指定管理者ということで医療法人敬英会が指定管理者として再スタートをしたわけでございます。その後、3年1カ月たっているんですけども、私ども承知している経営状態を見ましたら、社協の時代に比べて開館日の日数を増やした、あるいは定員を増やした。こういうこともありまして、平成20年度は、全く要支援者、要介護者だけじゃなくて要支援者の受け入れがなかったんですけども、要支援1、2の方で300回近い利用があったこと、あるいは要介護2、4の利用者が突出して現在増えているような状況があります。また、要介護5というような重度の方についても利用者も増えておりまして、21年度においては800回を超える利用、あるいは22年度半期、今年度半期についても、もう既に600回を超える利用があって、利用状況が非常に伸びております。それに伴いまして、運営状況につきましても、平成22年度で479万円の黒字あるいは21年度で1,560万円の黒字で、運営状況については非常に良いという判断をしております。ただ、残念ながらちょっと、どの地域の方が利用されているか、ちょっとデータを持っておらないんですけども、基本的には、橋本市内一円から来ておると理解しているんです。ただ、井上議員おっしゃるとおり、ほかの施設、敬英会については、たくさん経営しておりまして、橋本市内では山内でグリーンガーデン橋本あるいはそのグループホーム幸楽の里ですとか、ケアプランセンターも持っております。そういうところから施設間の移動は多分あるんだろうなと思いますけれども、基本的には、経営状態、そして利用者の方からいけば、本来の目的を達しているのではないかという判断をしております。ご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）文教に付託されますので、文教の中でいろいろと細かいそういう資料等については提出をしていただいて検討していただくということで結構なんですけれども、私は文教に入っておりませんねんけども、とりあえず社協がやられているときには、経営難というか、それは在宅介護と一緒にやってきましたもので、社会福祉協議会が。それを赤字の分を補填をとるか、お互いやり合いをしていたということで、内容的には、非常に赤字になったという原因は、そういう要介護、要支援、要支援のそういう比較的健康な方が今、600回って言われてましたが、だいたい1日2人やしてな、年間にすれば。それはそんなもんじゃなくて、もっとたくさんカラオケとかいろいろ2階で設備がありましたので、何十人というのは来てましたけれども、要するに利益にならないということであったわけで、地元の方がたくさん利用されておったわけなんですけれども、ここ二、三年の間は、高野ロデイサービスというのは、あるけれども、もう一つ地元の方が利用される機会が少ないということを聞いております。ですので、その点も十分その経営者に対して、やはり今後、こういうこの方にやっていただくということになれば、できるだけ近くの人にも呼びかけて、一人でも多く参加してもらえような経営内容を考えていただくように指導をご指導していただきたいということを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、議案第29号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

24番 中西健君。

○24番（中西 健君）最後になりまして大変申しわけありません。これ大事なことなので質問させていただきます。

これ不法占拠、不法占拠といったら、いわゆる刑罰、刑事、こういう部類に入るように思うんですが、不法入居と不法占拠、この違いがね。この不法占拠、これなぜ起こったかということについて、これは、発覚したのは訴訟開始後に議決を得た者以外の郵便物が送達されていることが判明してこれがわかった。これは不法占拠、いつから入居されておったかということの一つと、これが本来こういうことが私の議員生活20年の中で、こういうことはあり得なかったし、それは裏でどういうことあったか知らんけど、表ではこういうのは初めてなんです。これがいわゆる管理上の問題であって、これがミスがなかったかどうか。なぜということになりますと、これ大変なことなんですよ、これ。これ発覚したけれども、訴訟の中でね、万が一事件、事故起こした場合、それから一番怖いのは火災ですね。このときに市としては申し開きできない。たまたまなかったですけどもね、この管理上について、これは家賃のいわゆる徴収される方がおられて、それから建設の住宅係ですか、これが管理されておるんでしょ。これらの連携がきちとなされておったかどうか、この2点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）冒頭、市長のほうから提案理由のほうで説明ございましたが、現在、下兵庫住宅2-2号について9月議会で承認をいただきまして係争中でございます。そんな中で、定期的にこの物件について、うちの職員が巡視をしておりましてところ、11

月11日の巡視で、郵便物が届いておることを発見しました。記載の4名のあて名でございました。ただ、この4名がこの中に不正にどこまで立ち入ったかどうかというのは、その時点ではわかってはおりませんし、その後も定期的に見回っている限りでは、いわゆるここで言うところの立ち入って占拠してというような事実は、確認はできておりません。ただ、係争中でもありますし、弁護士等にも相談しましたところ、やはり念には念を押して郵便物が届いておるということであれば、やはりそこへあて名で何か郵便を届けるということは、今後もそこへ不正に入り込む可能性もあるので、念のために訴訟の提起をしておいたほうが良いであろうということから今回、提案させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）これは9月議会でいわゆる明渡し裁判、その時点で時間経過しとるわな。それで11月何日までわからなかったという今報告受けたんだけどね。係員も行ったというけど、もっと早く発覚できたはずと違うか、それな。

それから、それどうしても腑に落ちんのよ、それが。もう早う、9月でわかってんねや、これ、訴訟しとる段階でね。ほんでその後、いつ入ったかわからんというのは、これやっぱり僕はおかしいと思う。ほんで、もう2回しかできへんからね。

それから、その点1点とね、もう一つお聞きしたいのと、それからほかの市営住宅、これ以後、こういうことが行われていないかどうか。いわゆる不正の入居とか、それから不法占拠とか、これについては市全体の市営住宅洗い直し、いわゆる調査をされたんですか。この2点だけお聞きしときます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）1点目の質問について1回目の私の答弁が不十分であったと考えております。

定期的この兵庫住宅2-2号については見回っておりまして、それまでは9月議会上程した時点では、その時に上程しました5名の者に対してそういったことで訴訟させていただいたんですけれども、その後、11月11日に初めて郵便物が届いておったと、その間はございませんでした。ただ、郵便物が届いた日と見回った日には、数日の多分落差はあると思います。その点については、即日発見というわけにはいかなかったというふうに考えております。そういう意味で、11月11日に見回った段階で郵便物が届いておると。ただ、その4名の者が中へ入り込んでおったかどうかというところについては、外から見限りにおいては、そういった形跡は見受けられませんが、先ほど申しましたとおり、可能性もあるし、今後またされるという可能性もありますので、念のために今回、弁護士と相談の上で新たに追加ということで提起させていただくものでございます。

それから、他の入居にこういったことがないかということでございますけれども、いわゆる不法占拠というものは、あいている部屋については定期的に見回っておりますので、いわゆる見回る間と見回る間の数日あるいは一月、二月のタイムラグというのは十分ある可能性はあります。毎日見に行くわけにもいかれませんので、ただ、こういった事例が発生しました以上は、十分にこういったことにも気をつけて、今後は見守る必要があるのかなというふうに考えます。

それと、もう1点、いわゆる不法占拠じゃなくて、不正入居というところでございますが、平成20年から逐次議会のほうへ訴訟の提

起という形でさせていただいておりますが、すべてに目が行き届いているかということ、必ずしもそうではないと思われませんが、逐次、そういったところも整理しながら粛々とやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）以前も何件か明け渡しを求めた場所、人がいたと思うんですけれども、その方たちに対しては100%目的は達しているんでしょうか、お伺いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）平成22年に4件提起させていただきました。この4件については、すべて明け渡しは完了しております。

平成21年には3件提起させていただきました。このうち2件については、明け渡しは完了しております。もう1件については、難航しておるということではなくて、ちょっと相手方さんにご病気になられたりということで、まだ現在係争中でございます。

それから、本年提起させていただいたものについては、ただ今係争中でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）こちらが訴訟を起こして弁護士を立ててやるわけですね、明け渡し請求等の損害賠償等。僕の推測ですけれども、相手方が弁護士を立てて争いになるというケースあるんでしょうか。恐らくこれ一方的に行政が訴訟を起こせば行政の勝ちだと、こういうパターンになると、その点どうですか。幾つか今までのケース、お尋ねします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）民事の裁判でございますので、こちらが訴えて期日までに相手

方の申し入れがない場合に、原告側の言い分がすべて認められるというのが民事訴訟でございます。現在のところ、相手方が期日までに申し入れのあった事案はございません。ただ、先ほども中西議員のほうからご指摘あったんですけれども、すべてに目が行き届いておりませんので、現在、議会のほうへお願いして訴訟を提起しておりますのは、現に住まわれている方がいる物件ではございません。名義人さんがどういう事情か、住んでいないけれども家財が残っている。ところが、その家財を一方的に処分しますと、これは後々市が訴えられることとなりますので、訴訟という形で処理をしておりますので、今後、不正入居云々で実際に住まわれている方を相手にこういった訴訟を起こすとなりますと、これは市としても非常に心の痛むところでございます。ただ、今までのところは、この事案というのはそういったことでございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だから、現状から見て、議会にかかってきている今までの分ですよ。今まで、この件も含めて非常にもう明らかに悪質といいますか、不法占拠、不法云々と、法にふれる行為をやっているんで、こういうのはいいんですけれども、はっきりしてない分についても訴訟に展開していくと思うんですよ。訴訟を起こさざるを得ないようなものもね、何か2件ほどあるという、そんな話も聞くので、そうした場合、明らかに行政が勝つ、勝つといたらあれかな、資金的にも弁護士を立てて入居者が戦えないということも、そういった点もしっかりとご記憶いただいて、明らかに入居者に落ち度があるっていうのかな、当然、弁護士とか相談いただいていると思うので、何を言いたいかと言ったら、入居者の言い分もあったらやで、弁護士立てて争われへんのやから、もう行政が訴訟起こした

ら勝ちやし、その時点でな。そういう点も、入居者の側からいえば、慎重な対応をしていただきたいという、1件聞いているんでね、行政に落ち度もあるやつやんか。行政に落ち度もあるやつや。そういうのも実際、相談を受けて知ったんで、だから慎重な判断を、訴訟に持っていくまでに、十分な入居者との話し合いとか、いろんな点で進めていただきたいという、僕が受けたケースで、相談を受けたケースで申し上げているんです。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、答弁要りますか。

○3番（富岡清彦君）答弁して。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）富岡議員の言わんとするご趣旨というのは十分わかります。ただ、市としても市営住宅の管理者という立場もございまして、その辺も含めて総合的に判断したいと考えます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。
4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これ訴訟の利益というのは、あるんでしょうかね。弁護士料要るだけの話で、例えばこの人たちが封書を持ってきただけでしょう。本人がほんまに住んどったかどうか。住んでいなくて、何かの住所にするために便宜でやっておるだけやと思う。しかし、それ何の法的な根拠もなしに、そういうことご利用しているんで、この人をあんな、何の権利もないでって、弁護士が裁判で勝っても、もともと何の権利もないんだから、何の利益もないんじゃないんですかね。

それと、最初の方に訴訟、明け渡し訴訟するまでにこの管理者、つまり建設部の方が大勢わいわい、これ4人もし入ってがさがさして、我が物顔でおるようだったら、転貸しとかいうことでこれまでに排除、要するに契約違反、賃貸借契約、市との賃貸借契約違反で

解除できるんで、そういう可能性はなかったんですか。要するに管理、過失というか、不行き届きがなかったというこの2点でお願いします。

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。

（午後4時41分 休憩）

（午後4時44分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

○建設部長（松浦広之君）議員おただしの件につきましても、弁護士と重々相談した上で訴訟を提起するのがよかろうということで、今回、提起させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）すいません、1点だけこのことでお教え願いたいんですけども、市の市営住宅の中で、そこの2-2というのは契約者がおれへんと、おれへんわけでしょう、契約者は。入居契約者がおれへんわけやね。そこへ郵便物がよく届いているということやったら、この郵便物を返すというか、発信元に、発送元に返すということではできないのかなという気がするんですよ。どんどんこれからも訴訟している間に郵便物が届いてくるわけでしょう。せやからこういう郵便物、自分の家でもそうやけど、全然名前違うのに届いてきたら郵便局へ返しますわな。ここは住んでいる人はおれへんのでしょうか、契約者はおれへんのやから、市が責任を持ってそれを返すという、受け付けの拒否というか、配達拒否をしておけばいいのかなと思うので、その辺、ちょっと。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ただ今のご指摘で

ありますが、前回、訴訟した件の中で弁護士と相談しましたところ、この4人についても今回訴訟すべきであろうということで上げております。ただ、訴訟を起こしている中でない時点で、議員おただしのような事案が生じた場合は、普通はこういった郵便物が本市の市営住宅に届いておりますが、こういう方、入居されておられませんということで、本市のほうから郵便局へ持っていくことになるだろうと思います。ただ、今回については9月議会の件も、訴訟の件もございましたので、より慎重にということでそういう対応をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○議長（中西峰雄君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明12月10日から12月16日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、12月17日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程表等について日程表を配付いたさせます。

（職員・日程表配付）

○議長（中西峰雄君）配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後4時49分 散会）